

育児休業終了後の報酬に変動があったとき

育児休業等を終了し3歳未満の子を養育している被保険者の職場復帰後の給与に変動があった場合、本人からの申し出により、職場復帰日の属する月以降3ヶ月間の報酬月額平均によって「標準報酬月額」の改定を行うことができます。通常の月額変更とは異なり、変動後の「標準報酬月額」が1等級差しかない場合でも改定を行うことができ、また、「支払基礎日数」が17日以上が1ヶ月でもあれば改定を行うことができます。

- 申請書類：「健康保険育児休業等終了時報酬月額変更届」(3枚複写)
- 提出期限：事由発生日以降すみやかに
- 添付書類：不要

の「年金手帳の基礎年金番号」は、年金手帳または基礎年金番号通知書の交付を受けた方については、基礎年金番号をご記入ください。

の「算定対象月の報酬支払基礎日数」は、復帰日の属する月から引き続き3ヶ月と、各月に支払われた給与の計算の対象となった日数をご記入ください。

の「支払基礎日数17日以上」の月の報酬月額の総計は、の「合計」3ヶ月の総計をご記入ください。

の「合計」は、+ の合計額をそれぞれの欄にご記入ください。

の「平均額」は、の「支払基礎日数17日以上」の月の報酬月額の総計の額を17日以上の日数で割った平均額をご記入ください。

1枚目および3枚目に代表者印のご捺印をお願いいたします。

1枚目および3枚目に被保険者印のご捺印をお願いいたします。

事業所の記入欄については、会社所在地、会社名、代表者名、電話番号をご記入ください。(社判を複写3枚すべてに押印でも結構です)

注) 月給者の場合
その月の日数(給与計算締切日までの日数)

日給者の場合
稼働日数

上記のとおり被保険者から申出がありましたので提出します。

健康保険法施行規則第38条の2及び厚生年金保険法施行規則第10条の規定による申出をします。

健康保険 育児休業等終了時報酬月額変更届

コード	処理区分	届出									
1	8										
健康保険			育児休業等終了時報酬月額変更届								
事業所整理記号		健康保険被保険者証の番号									
1 2 3 4		9999									
年金手帳の基礎年金番号				被保険者の氏名				被保険者の生年月日			
1 2 3 4 5 6 7 8 9 0				(フリガナ) ケンボ ハナコ (氏) 健保 花子				明 大 昭 平 年 3 5 0 0 3 0 3 月 1 7 日 1 2 5 6 7			
養育する子の氏名				養育する子の生年月日				育児休業等を終了した年月日			
(フリガナ) ケンボ ユタロウ (氏) 健保 小太郎				平成 2 2 0 2 0 3				平成 2 2 1 0 3 1			
従前の標準報酬月額				従前の標準報酬月額				従前の標準報酬月額			
健 2 0 0 千円				厚 2 0 0 千円							
報 酬 月 額				支払基礎日数				備 考			
算定対象月の報酬支払基礎日数				17日以上月の報酬月額の総計				改定年月			
通算によるもの額				現物によるもの額				遺及支払額(降)給差の月額(降)給月			
11月 10日 60,000円				0円				360,000円			
12月 31日 180,000円				0円				平均額 修正平均額			
1月 31日 180,000円				0円				180,000円			
決定後の標準報酬月額				送 信				社会保険労務士の提出代行者印			
健 千円				厚 千円				受付日付印			